

資料 6

平成18年5月12日

ポジティブリスト制度導入に伴う対応

栗っこ農業協同組合

1. ポジティブリスト制度の周知
2. 生産者への周知
 - ① 広報誌「栗えいしょん」2006年3月
 - ② チラシ「売れる米づくり」シリーズ 18年4月
 - ※ 県のチラシ
 - ※ 栗原市農業振興協議会 18. 3. 15
3. 栗っこホームページによる制度の周知
4. 講演会
 - ① 「ポジティブリスト制と農薬の飛散低減対策について」 18. 2. 1
 - ② 栗原米グレードアップGOGO運動推進大会 18. 3. 23
 - ③ 「ポジティブリスト制の概要と農薬飛散防止について」の内部研修
 - 営農指導担当者会議 H. 18. 5. 11
 - 畜産 〃 H. 18. 5. 19
 - 全職員研修 H. 18. 5. 25
5. 対策

「JA 栗っこ食料安全・安心推進委員会」を核として、取り扱うすべての農産物生産履歴記帳の実践を基本とし、履歴チェック体制の徹底

 - ・ 農薬の適正使用の励行
 - ・ 各部会等への周知
 - ・ 水稻育苗ハウスの後作利用への指導
6. 課題
 - ・ 法律で定められた3年の期限では、物理的に不可能ではないか。
 - ・ ドリフト（飛散）問題

農薬散布は、これまで以上に注意が必要であり、狭い農地で多様な作物を栽培しているなかで、隣接地等で使用した農薬の移染による基準違反の可能性があり、結果として、法律違反となって報道され、流通禁止、など、及び風評被害へとつながるのではないか。

農薬の残留規制が変わります！

平成15年5月に食品衛生法の一部が改正され、平成18年5月末からポジティブリスト制が導入されることになりました。

ポジティブリスト制とは・・・

基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度
「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第55号, 平成15年5月30日公布)

本制度の導入によりあらゆる農産物に対して、すべての農薬の残留基準値が設定されます。

これからは・・・それぞれの農作物に対して農薬ごとに残留の基準値が決められ、それ以上の農薬が残留する農産物・加工食品の流通が原則禁止されます。
これまでは・・・農薬の残留基準値が設定されているもののみが規制の対象であり、残留基準値の設定されていない農薬が残留しても規制されませんでした。

基準値は農産物・農薬(成分)により異なります。本制度の導入によりこれまで残留基準値のなかった農薬には国際基準等を参考に暫定基準が定められるか、暫定基準のないものについては、一律基準の0.01ppmが採用される予定です。 (参考) 1ppm=0.0001%

例外

- 本制度の対象とならないもの
- ・特定農薬(重曹・食酢・天敵)
 - ・食品添加物(レシチン、オレイン酸等)

ポジティブリスト制度導入後の残留基準値のイメージ

現行制度

	農薬A	農薬B	農薬C
米	0.2ppm	0.5ppm	0.3ppm
小麦	0.5ppm	0.8ppm	
みかん	0.3ppm		1.5ppm
茶			
きゅうり	0.8ppm	1.0ppm	

空欄部分は残留の基準値がなかったため規制の対象とならなかった

ポジティブリスト制導入後

	農薬A	農薬B	農薬C
米	0.2ppm	0.5ppm	0.3ppm
小麦	0.5ppm	0.8ppm	暫定基準
みかん	0.3ppm	暫定基準	1.5ppm
茶	暫定基準	暫定基準	暫定基準
きゅうり	0.8ppm	1.0ppm	暫定基準

すべての農産物・農薬に基準値が設定され、すべてが規制の対象となる

規制対象：農産物・加工品(加工品で基準値を超えた場合は原材料まで遡って検査する)

基準値を超える残留が確認された場合

食品衛生法に基づき、違反品が流通しないように回収等の措置が講じられます。
さらに、農薬取締法(農薬の使用の規制)に基づき、原因究明のため農薬使用状況調査を行います。



ポジティブリスト制導入後の注意点

農薬散布時に散布対象外作物へ飛散（ドリフト）したことなどにより、農産物から生産履歴にない農薬が検出されるおそれがあります。

検出されやすい条件

要素	主なポイント
作物の種類・形態	食用部分に直接かかる、作物の重量が軽い
ほ場の位置	散布ほ場に近い、風下20m、スビートスプレーでは風下50m付近までは要注意
散布タイミング	収穫時期が近い、少なくとも収穫前1週間程度は要注意
農薬のタイプ等	有効成分の濃度が高い、散布量が多い、残留の基準値が低い

日本植物防疫協会技術資料より

◎飛散を低減するためには・・・

- ・ 風向に注意し、風の少ない時間帯（早朝・夕方）に散布する。
- ・ 農薬散布することを事前に周辺ほ場主に知らせる等の連携を図る。
- ・ 近接作物との境界に障壁となる作物を植える。
- ・ 他作物との境界となる作物の外周部分は出荷をひかえる。
- ・ 近接作物と共通の農薬登録のある薬剤を選定し散布する。
- ・ 飛散しにくい農薬の剤型（育苗箱処理剤、DL粉剤、粒剤等）を選択する。
- ・ また、生物農薬、性フェロモン剤の利用を検討する。
- ・ 効果が高い農薬を使用し散布回数、散布量を減らす。
- ・ アーグスプレーやスビートスプレーの噴霧方向の適正な制御及び散布風量の調節を行う。
- ・ 網目の細かいネットやシート等により障壁を設置する。
- ・ ドリフト低減型ノズルを利用する。
- ・ 航空防除や無人ヘリ防除においては飛行高度・飛行速度・風速を守る。

農薬の飛散状況は感水紙の水滴付着状況で確認できます。

◎その他の対策

- ・ 水稲用薬剤が使用される時期の水路の水は畑地での利用を控える。
- ・ 過去に土壌残留性の高い農薬を使用したほ場では作付けを控える。
- ・ 散布器具の十分な洗浄を行い、洗浄水は適正に処分する。

◆農薬の使用については、これまでと同様で「農薬使用基準（農薬の容器に記載されている使用方法）」を遵守してください。
 ◆これまで以上に農薬散布時の対象外作物への飛散（ドリフト）防止対策を行ってください。

問い合わせ先

担当内容	名称・住所	電話番号	FAX番号
本資料に関する事	宮城県産業経済部食産業・商業振興課 仙台市青葉区本町3丁目8-1	022(211)2815	022(211)2819
農薬の散布技術に関する事	宮城県産業経済部農業振興課 仙台市青葉区本町3丁目8-1	022(211)2837	022(211)2839
食品衛生法に関する事	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 仙台市青葉区本町3丁目8-1	022(211)2643	022(211)2698
農薬の使用・防除に関する事 下記のホームページでも本制度について紹介しています。 http://www.pref.miyagi.jp/byogai/noyakukanren/poji.htm	宮城県病害虫防除所 仙台市青葉区雨宮町4丁目17	022(275)8960	022(276)0429



この印刷物は2,000部作成し1部当たり6円です。

u

農情情報

水稲

本田蓄肥肥量の増減

蓄肥量は3月から4月の間の乾燥状態により適量期が必要で、蓄肥量が減少し、生育遅延となり、全体の生育期が不足します。

本田初期害虫防除指導の実施

67カ所を巡回し、本田初期害虫防除指導を実施し、農家の被害防止を図ります。

田植え作業

田植えの遅延は農家の悩みの種となり、田植えは順調に進んでいます。

除害剤の配布

除害剤等の使用を指導します。

また、除害剤も必要で、水稲の生育を妨げます。

ボジテイブリスト例

農産物の生産に際し、生産者の健康を確保することが重要です。

別の農産物を、適切な方法で処理する必要があります。

M B I I D剤の安全性も

安全性も確認されています。

Table with columns: 品名, 数量, 単位, 備考. Lists various agricultural products and their quantities.

金成の手塚隆行さん

手塚隆行さんは、地域の発展に貢献しています。



お知らせ: 地域の発展に貢献しています。

畜産

果実市販促進会

果実市販促進会は、農産物の販売を促進しています。

子牛市場 (3月15日開催) 子牛市場の相場情報と価格変動のグラフ。

農家各位

平成18年3月15日

青森県農業振興協議会

農薬の残留規制が変わります！

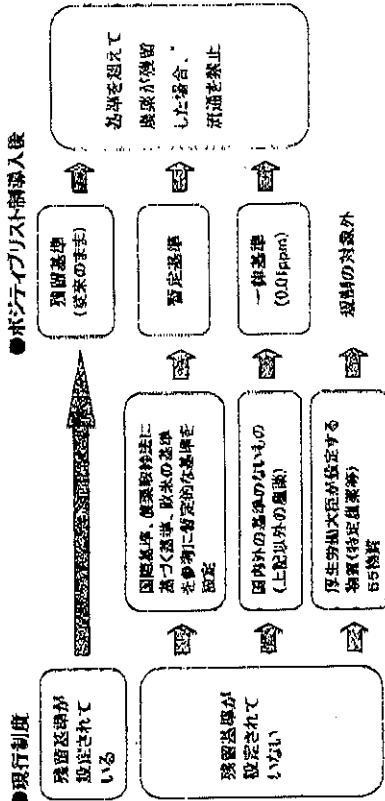
平成15年5月に食品衛生法の一部が改正され、平成18年5月29日から*「ポジティブリスト制」が導入されることになりました。本制度の導入により、あらゆる農産物に対して、すべての農薬の残留基準値が設定されます。

*基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度。「食品衛生法」第55条、平成15年5月30日公布

◎なぜ、このように制度が改正されたか

食の安全・安心が確保できるように、あらゆる食物産品に関係する透明性が求められています。既に取組んでいる「栽培履歴」もこれと同じ考えで、安全な生産物を消費者に届けるため、前年度化され取組むものなのです。

図で説明すると...



※暫定基準とは...国際基準等を参考に基準を求める

※一律基準とは...暫定基準に類い農薬について一律 0.01ppm(農産物の重量に対して 0.000001%)の基準とする。例として、100Lの水に1g溶かした濃度である。

～ 万一律基準を超えてしまおう～

出荷停止、既に出荷した物は回収しなければならぬ厳しい対応を迫られます。これらの規制の対象となるのは全ての農産物、農産物を使った加工品にまで適用されます。

ポジティブリスト制の導入後、これまで以上に気を付けておかないといけないのが、農薬散布が農産物への飛散(ドリフト)です。

○農薬飛散を低減するための具体的な対策方法

・風の少ない時を選んで散布
・農薬の飛散の最大要因は風です。風によって農薬は運ばれてきます。風の少ない日や風の強い時間帯(早朝や夕方)を選んで散布しましょう。

また、散布中でも風向きや風速は変化するので、常に注意が必要で、

・散布の位置に注意

農薬は対象となる作物だけでなく、かかるようにできるだけ作物の近くから散布しましょう。

・散布機の圧力と風力は適切に

圧力が落ちると細かい粒子が発生して飛散しやすくなりますので、圧力は低めに設定します。スピードスプレーヤー等の過大な風力は避け、身体に到達する程度に調節します。

・適切なノズルを選ぶ

一般的なノズルは継ぎ目が細かいので飛散しやすくなっています。飛散を減らすノズルに交換するのも効果的です。

・ネットやシートを活用する

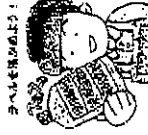
ほ場間に防風用のネットを設置することも飛散防止に役立ちますし、近接作物を直接シートで囲う方法もあります。

○その他の対策として

- ・粒剤など、より飛散しにくい農薬に代えることも効果的です。
- ・散布器具を使用した後は、十分な洗浄を行い日ごろから管理を徹底しましょう。
- ・隣接作物生産者と作付け状況を確認し、より多くの作物に適用した農薬を選びましょう。
- ・水利用薬剤が使用されている時期の水遣の量は畑中の利用を控えましょう。

○農薬の使用についてはこれまでと同様に適正に行いましょう

- ・農薬のラベルに書いてある作物以外には使用しないこと。
- ・使用量、希釈倍率、使用時期、成分ごとの総使用回数必ず守ること。
- ・農薬使用後は、ほ場ごとに使用した農薬や作業内容を確認しておくこと。



手は必ず洗ってください

詳しい問い合わせ先

- 青森県 農産部 産業経済部 農林振興課 (電話: 22-1135) 資産園芸課 (電話: 22-1136)
- 栗こい農産協同組合 普及部 (電話: 23-2108) 各支店営業課
- 栗原農産共済組合 農産園芸課 (電話: 23-7111)
- 青森県地方振興事務所 農薬部 農産部 農薬振興課 (電話: 22-2208)

農薬散布するときにはこれまでに以上以上に気を付けましょう。

「売る米づくり」シリーズ 18.4 No.1

全国の消費者が


 栗っここのおいしいお米を
 待ち望んでいきます！

異品種混入防止に努めましょう

苗箱の配置替え時、出植え時点での苗の搬出、植え付け、補植時には細心の注意をし、異品種の混入防止に努めましょう。

栽培管理履歴簿の記帳

農薬の使用状況の記帳は、使用日、使用農薬名、使用量等は正しく記帳しましょう。特に農薬名は剤型（粒剤、フロアブル、ジャンボ）を、使用量は正確に。

本田施肥

上壤の乾土効果を考慮し基肥量を加減しましょう。土壤の乾燥が良いと生育が過剰で倒伏の危険性、乾燥が悪いと初期生育の不良で減収の要因となります。施肥量は慎重に。

いい日いい田植え

田植えは温暖な日に行ないましょう。寒い日、強風日の田植えは植え痛み、浮き苗の原因となります。

田植え適期は、稚苗(2.5葉)で5月10日～、中苗(3.0葉以上)で5月15日～が適期。

ポジティブリスト制の施行

農薬の残留基準を超えた食品の流通が禁止、回収の措置がとられます。作物に対する農薬の使用時には、ドリフト（飛散）防止に努めましょう。使用する際は、粒剤等飛散しにくい薬剤を使用しましょう。

特定の薬剤に効かないいもち病が発生しました。(耐性菌)

県内でウイン剤、デラウス剤、アチーブ剤では効かない、いもち病耐性菌の発生が確認されました。(大崎市岩出山、気仙沼市)

このため、農協では上記の3剤の取扱を中止し、予約注文いただいたアチーブ剤はコラトップに変更し配達いたします。

農家在庫のアチーブ剤の返品は、支店資材窓口、各グリーン店舗、拠点配送センターで取り扱いますのでよろしくお願いいたします。


 栗っこ農業協同組合